

## 山口市環境審議会会議録

審議会等の名称	令和7年度第2回山口市環境審議会
開催日時	令和7年8月29日（金）10:00～11:50
開催場所	山口市不燃物中間処理センター 会議室（2階）
公開・部分公開の区分	公開
出席者	秋本委員、荒木委員、今村委員、大野委員、岡崎委員、木村委員、豊田委員、福田委員、福代委員、横山委員、山中委員（11名）
欠席者	青木委員、石田委員、樋口委員、福浪委員（4名）
事務局	中川環境部次長、末永環境部参事(兼)環境政策課長、環境政策課 吉賀主幹、高尾主査、渡邊主任主事（5名）
議題	1 開会 2 議事 （1）民間事業者による太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理について
内容	<p>次第に沿って以下のとおり進められた。</p> <p>&lt;事務局&gt; 配布資料の確認</p> <p>&lt;事務局&gt; <u>1 開会</u> 部次長挨拶</p> <p>&lt;会長&gt; <u>2 議事</u> 会議内容は原則公開、議事録についても公表することを提案、了承された。</p> <p>&lt;会長&gt; <u>2 議事（1）民間事業者による太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理について</u> 資料に基づき事務局から説明 以下、各委員及び事務局の発言要旨</p> <p>&lt;委員&gt; 設置件数の多いエリアの特徴は、日照条件が良いなど、設置する条件が整っているという場合が多いのでしょうか。</p> <p>&lt;事務局&gt; 一概には言えないが、基本的には委員の仰る通り、日照条件や広さなど、設置する条件が整っている場所に多いのが一般的だと考えています。</p>

<委員>

非FITについては、市が管理するという前提で良いでしょうか。例えば、民間事業者に委託するというのも手段だと思いますが、管理していく量が多いなど、そういうスキームは市でしっかり想定されたうえで、管理していくことが可能だということでしょうか。

<事務局>

管理という意味は、情報の把握という意味でしょうか。

<委員>

例えば、許可基準が維持されているのかを誰が管理するのか、許可基準が満たされていない場合に条例違反として、撤去、復旧命令まで市が管理する中でできるのか、そういうところも含めて、非FITに関する管理を市でやるのか。

<事務局>

基本的には、市で管理したいと思っています。条例の中で、一般的に市の方から指導、助言、勧告といったものがよくありますけれど、そういうところを含めて、市で管理、処理していくべきだと考えています。

<委員>

FIT制度はうまく管理されているということですが、その中でも、すり抜けている状況って必ずあると思うのですが、どうなのでしょう。

<事務局>

実際には、あると思います。資料の中の事例も、FIT制度にも関わらず、標識が設置されていなかったから、連絡先が分からないというトラブルにつながっていますので、制度を遵守していない例というのはあろうかと思っています。ただそういった場合も、国で情報を把握されているから、連絡を取ることができるので、こういった対応ができています。非FITは、情報が把握できていないので、そこを今からどうするかということだと思っています。

<委員>

他の市町村の条例は、参考になると思うが、山口市特有の地域性があるから、他の市町村よりも、さらに許可などの違う制度を盛り込まないといけないということはあるのでしょうか。

<事務局>

今回、許可区域というものをお示しましたが、市域が広い中で、市としては、各拠点におけるまちづくりをしっかりと進めていかなければならないという観点で、太陽光発電設備が設置されることによって、まちづくりに影響が出てくる可能性もあると思っています。設備が設置されれば、住宅を建てたかったのに、20年、30年のスパンで何もできないという状況をなんとか避けられないかということで、まちづくりの計画等に沿った、許可区域というものを設定したいと考えています。これが市

独自のものになります。

<委員>

10kW以下、例えば9kWのものを設置する時は、許可が要らないと思います。この場合、隣接して9kWのものをたくさん設置して、結果的に大規模なものになっていきますけど、良いですよ、というようなすり抜けるパターンも出てきたりするので、管理は大変だと思うんですけど、例えば、規模に関係なく、太陽光発電設備を設置する場合には、事前相談を必ずさせるというのも良いかなと思いました。できるだけすり抜けがないような制度になれば良いなと感じました。

最後に、制度を設けることで、撤去や復旧などを事業者に義務付けることはできるのでしょうか。勧告だけして、実際は何もしなくても大丈夫とならないようにしないと、実効性がある制度にはならないと思うのですが、そういう強制権をもった制度にできるのでしょうか。

<事務局>

結果的に、処分などの罰則になると、関係省庁との協議も必要になるので、そこまでの強制権をもった制度という想定はしておりません。あくまでも、維持管理、撤去してくださいという強制力ではないですが、義務付け、お願いまでという想定です。

<委員>

そうすると、あまり良くない事業者だと何も言われなから、すり抜けられるという可能性はあるんですよ

<事務局>

非常に難しい部分ではあるが、委員が仰るとおり、悪意をもってやろうとすれば、できなくはないところかなと。先ほど説明しましたが、土地の所有者との連帯責任というところを盛り込んだ方が良いのかなと考えています。設備は登記がされているわけではないので、逃げられたらそれまでですが、土地については、登記がされており、法務局に確認すれば分かるので、他市の事例も参考に、最終的には土地の所有者が責任をもって、処分、対応してくださいという制度にしたいと考えています。

<委員>

許可基準が維持されていることは、市が管理されるのでしょうか。一旦は認めただけど、事業者からの自己申告、もしくは地域住民からの情報を待つ以外にないというものになりそうでしょうか

<事務局>

この部分については、内部でも様々な意見が出ました。委員が仰るとおり、例えば、年1回、状況報告を義務付けるかなどです、ただ、既に設置されている設備についても、届出をさせるような方向にしていますので、そうすると毎年何千件という報告がされているかということも追いかけていかなければならなくなります。そこについては、マンパワーやそもそも追いきれるのかというところは疑問が残るところではあ

たので、維持されているかどうかについて、現時点で事務局の中では、地域の方から申告、連絡があれば、市の方で対応するという想定です。

<委員>

今の話に関連するんですけど、許可基準などは、既存の設備にも適用させるという考えでしょうか？

<事務局>

許可基準について、既設のものへの適用は考えておりません。ルールが施行された後に、許可区域内に設置しようとするものに適用しようと考えています。

<委員>

許可基準は良いなと思うんですが、例えば、年間契約は草刈りとか環境維持の部分、これは新しいものには適用させて、これからどんどん悪くなる既存のものには適用されないということがあるんでしょうか。それは地域住民としては、良くないと思うから、維持管理とかはやらないと効果がないと思います。

<事務局>

その辺りは再度検討させていただきたいと思います。

<委員>

これから設置されてから10年ぐらいになる設備がどんどん増えてきて、恐らくとんでもない廃棄物が出たり、無責任な行動が出たりして、住民の方が困っていく社会になっていくと思います。そういう考え方からすると、ペナルティを明確にしておいた方が良いと思います。注意、勧告だけじゃなく、例えば、注意、勧告して履行しない事業者は公表するとか、そうすれば市民の方が説明会が開かれた際に、この事業者がどうなのかという判断基準になる。行政だけがこの情報をもっていると思うので、その辺りも含めて、ルールを守らない事業者には、山口で仕事しにくいという環境を作っていかなければならないと思いますが、どうでしょうか。

<事務局>

先ほど、言葉足らずだったんですが、委員が仰る、公表については想定しております。他の市町村も罰則までは設けていないけれど、その中で最も重いペナルティとして、事業者名を公表するところもあり、これは山口市でもルールの中で想定しております。

<委員>

他の自治体で先進的にやられて、失敗した事例も多々あると思うので、他の市町村からの情報収集をしっかりとやられた方が良いのかなと思います。

<委員>

許可区域という名前は、許可して良い区域のように思え、考え方が混在するの

で、許可制区域にするとか、文言などは検討された方が良いかと思います。

<事務局>

この資料の中では、許可区域としたんですが、委員が仰る通り、設置するのに許可が必要な区域なので、そこについては気を付けたいと思います。

<委員>

田んぼに設備を設置する時に農業委員会が許可するのでしょうか。許可がおりないようにするのが普通かなと思うのですが、農業委員会は手続きの中に関わらないのでしょうか。

<事務局>

農地に設置しようとする場合には、農業委員会に農地転用の許可申請が必要になります。許可がおりないことには、太陽光発電設備に関わらず、農地以外での使用はできないようになっているので、そこは農業委員会も手続きの中に入っております。ただ、担当レベルで聞いた話ですが、書類を整えて、きちんと申請されれば、許可せざるを得ないと聞いています。一旦、太陽光発電設備などを設置してしまったら、その後農地に戻すというのはハードルが高いというのは聞いています。農業振興地域、いわゆる青地と言われる農地は、農用地の区域から外さなければ、他の用途での使用できないんですが、担当部局から外すということは一切していないと聞いている。また、圃場整備がされている場所については、補助金を使用して、区画整理をしているので、許可が下りないという形になっています。

<委員>

我が家の田んぼも土地が余っている状態で、近所の方に田んぼを作っていたっていて、その年齢層もあと10年、20年もすればどうなのかなと、世代交代する人もいないし、地区で農業法人作ってやっているんですけど、それももう崩壊するんじゃないかという状況です。家の周りにある小さな田んぼは皆さん持っていて、それを業者から売ってくれないかという電話がかかってくるんですね。一件売ってしまうと、そのついでに貴方のところも売ったんだからうちも声かけてくれないかという形で、その田んぼ自体は小さい土地なんですけど、その近所の田んぼが続いて、一つの大きな土地になって、今、更地になっている場所もあります。今後そういう場所が増えてきて、そこに家が建つ場合もあれば、太陽光発電設備が建つ場合もあると思います。住宅地は許可制ですよという形ですが、国が大規模農業と言われてるので、農地もしっかり見ていただきたい。許可制ではないかもしれないですけど、その辺りもしっかり指導していただきたいと思います。

<事務局>

市で、地域や事業者の方にヒアリングした時に、同じような意見を聞きました。田んぼの維持ができなくなっていて、隣に太陽光発電設備を作りますと事業者が説明に来られて、じゃあ、うちも買ってくれませんかというような話で、次々に広がっていき、エリア一帯が設備で埋まっているという状況も多いと事業者も仰っていました。事前に庁内で関係部局と協議をしまして、農地の担当部局も許可というのも

一つの手段ではあるが、農地を守る施策については、農業分野の担当部局がしっかり手を打っていくと。太陽光発電設備だから許可という話ではなく、農地から別のものに用途を変えるということについての対策は、農業部局の方で対策を講じるという話になっておりますので、農地については、太陽光発電設備だけに特化した対策というのは、避けようかなと考えております。

<委員>

太陽光発電設備の設置についての規制という話になっていると思うんですけど、まちづくりの観点でみたときに、設備を設置して、災害等の緊急時にそこから地域に電源を供給する、その設備を整えるというような設置の条件を付けることは可能でしょうか。

<事務局>

想定はしておらず、難しいような気はしますが、事務局の方でも勉強したいと思います。

<委員>

持ち主は個人ですけど、山口市が管轄する土地を利用して、事業をされているところで、何か地域に貢献できる形を一つとりなさいと条件に加えることで、地域の方にも設置を納得していただける一つの方法になるのではないかと考えております。電源供給でなくても、別の形でも良いと思うんですけど、そういった条件を付けることで、抑制するだけではなく、太陽光発電設備の設置がまちづくりとして、有効に働くというメリットを作っていくのも必要かと思えます。

<事務局>

その点については、事務局の方でも研究させていただきます。

<会長>

設置された周辺の住民が、自分たちの土地が利用されるだけで、何のメリットもないというのが、トラブルにつながっていると感じます。騒音の発生などもそうですが、住民と一体型の設置などであれば、トラブルはあまりなくなるのではないのでしょうか。住民のメリットがみえるかどうか、まちづくりと一体化してるかどうか、これは非常に重要な視点かと思えます。ドイツなどの話ですが、住民が組合を作って、風力発電や太陽光発電をやったりして、地域で自立して運営しているというのが、結局は普及する理由であり、トラブルが少ない理由であったりするので、仰った観点は非常に重要だろうと思えます。住んでいる横で何をやっているかという、結局太陽光発電設備として、勝手に使われているわけなので、そういう視点でみると、地元の人に関わるというのは、大事なかなと思います。それを条例化できるかは微妙なところだろうと思えますが。

<委員>

他の条例を含めて、どこに設置できて、どこにできないのかという一覧が欲しいなと思います。例えば、個人的に気になっているのが、瑠璃光寺の辺りで、常識的に

考えると、瑠璃光寺から1~2キロというところだと思いますけど、景観という観点で言うともっと遠くまで見えます。文化財という観点で言うと、そういう条例があるんだろうと思いますし、防災や農地の観点の規制、こういったことを網羅的にマップに落とし込んでもらった方が住民としても、委員としても意見を考えやすいと思います。

#### <会長>

周南のゴルフ場を太陽光発電所にするという県の管轄の大きい話なんですけど、その時は景観、どこから見えるのかということまで技術審査会が開かれている。小さいものがいっぱいあって、全体で言うとメガソーラーみたいになっているじゃないかと、そういう場合に対する対応策は考えているかという話だと思います。

#### <委員>

資料の9ページにたくさん区域を列挙されており、それぞれがどういう条件をクリアすれば設置できるかというのは分かりませんが、太陽光発電設備が設置できる場所、また、その他の場所にはどういった縛りがあるのかというのを見える化していただくと実際にどの辺りに設置できるのかというのが分かるので、明確化しておいた方が良くと思います。

山口市に土砂災害警戒区域にどのぐらい太陽光発電設備が設置されているか調べた方がいて、お配りした資料をご覧くださいと思いますが、山口県の場合は、常緑樹だったところにたくさん設置がされていて、土砂災害警戒区域に設置されているものが、9,783箇所あります。裏面には、全国の市町村別にその数の上位がランキングされているんですけど、山口市で土砂災害警戒区域に設置されている数が2,395箇所と全国で6位にランキングされています。ということは、既に土砂災害警戒区域に設置されている設備がたくさんあり、そういったものを撤去しろというのは難しいと思うので、どう対策していくのかということも考えていかないといけないと思います。条例の中に入れられるかは分かりませんが、FITに関わらず、市で管理をするときに、例えば、この設備は土砂災害警戒区域に設置されているので、定期的にチェックしてくださいというお知らせをするようなことがあった方が良くのかなと思います。

#### <事務局>

土砂災害警戒区域や特別警戒区域と、砂防3法といいまして、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域について少し説明させていただきます。砂防3法については、そこに何かを作ろうとすると山口県が事前に確認をして、良ければ申請を受け付けるようなんですが、県としても基準を設けていて、それをクリアすれば、基本的に許可をするとなっています。設置の相談があった場合に、県の設けている基準というのが、例えば、そのままのやり方では危ないから、こういう対策をした工事をしてください、あるいは、そこではこれ以上のことはこういう事はしてはいけませんというような、対策工事や行為の制限をしてくれれば、許可は理論上できますという制度のようです。一方で、土砂災害警戒区域については、ソフト対策で、そこにお住いの方の命を守るために避難を早めにお知らせするというようなものとして、区域が設定されているということでした。

<委員>

既に設置する時にそういった対策がされているということであれば、問題ないのかもしれませんが、もしかしたら、そういった対策がないまま建てられているということもあるかもしれませんので、申し上げました。

<事務局>

頂いた意見は検討してみたいと思います。

<委員>

我々の団体として、非FITの問題というのは、まだお聞きしていないんですが、太陽光発電設備をたくさん作らないといけないという環境をどうにかしないと、と感じました。子どもたちにエコかるたで、電気を使わなければ、すぐ消しましょうということなどをいろいろなところで伝えているんですが、太陽光発電設備をたくさん作るを得ないという環境を作ったのも我々かなと反省しております。

<委員>

私は月に2～3回、9号線を走って島根県の方に行くんですけど、太陽光発電設備に草がたくさん生えているのをよく見ます。この資料を見ながら、今後、どういう状況になっていくんだろうと感じました。阿東町にある美しい田園風景がなくなるというのは寂しいと感じます。非FITという言葉が今回初めて知りましたが、勉強になりました。

<会長>

財産権の問題もあって、持っている人が何もできないというのはおかしな話で、そのバランスを取りながら、今回の制度で、事前にこういう制度を設けることで、100%ではないけれど、何%かを防ぐ。あとは、誰が管理しているのか分かれば、トラブル発生時には対応できるということなので、ないよりは明らかに良い制度になると思います。それに委員の皆さんの意見を加えて、強化できるところは強化する、そういう姿勢で良いかなと思います。

<委員>

一番気になったのは、資料の全国の状況で、太陽光発電設備に関する条例を制定している自治体が都道府県含め311とありまして、今、全国に1718の市町村があると思います。その内302がこの条例を制定している。今回、条例を作られるに当たって、例えば、参考資料にある下関市とか、そういったところは参考にされているのでしょうか。

<事務局>

対象の事業が何kW以上であるとか、説明会が必要だとか、踏襲できるものはしております。

<委員>

県内では、山口市と下関市が規模的に非常に近いと思うので、下関市の良いとこ

ろは参考にされる必要があろうかと思えます。比較するわけではないですが、令和4年に条例を作っているわけですから。

<委員>

許可基準に出ている所有者の連帯保証契約というところですが、FIT・非FITに関係なく、また許可区域外でやる時にも連帯保証契約のようなことを条件にするというのは考えておられるでしょうか。もし、土地を買われてしまうと、後々放置された時に、土地が誰のものか追うことはできるけど、誰が撤去する責任があるのかということが分からなくなってしまうかねないというのが気になっています。貸し出していけば、最後、土地の所有者に責任を取ってくださいますねとできるんですけど、売り渡してしまうと、作った人のものになる。非FITがこれだけあるということを初めて知ったので、許可区域以外にも連帯保証契約を求めるのかというのが肝になるのではないかと感じました。この点について、どうお考えでしょうか。

<事務局>

連帯保証契約については、許可基準の例として1つ出させていただきました。委員の仰る通り、事業者が土地を買くと、事業者は分かるけど、その事業者がどこにいるのか分からないということはあるかと思えます。そういった問題も含めて、今回、資料に許可基準の例を5つほどあげておりますが、この基準がふさわしいのかということについて、皆様から意見をいただきたいと思っております。事務局として、こういう基準はどうだろうかとあげさせてもらったところでもあるので、委員それぞれの視点で、今一度見ていただいて、こういう基準はどうだろうかという意見をいただくと助かります。

<委員>

私有財産の制限ですが、先ほどの農業委員会における農地転用の可否というのは、ある程度、私有財産の制限ということになると思えます。他に類似して、どういったケースがあるのか、また、それが社会的に受け入れられるものなのか、見極めないといけないと感じました。訴訟という言葉が出ているので、それも気になっているんですけど。許可が必要な区域に関しては、いろいろな制限がかかり、土地の所有者の権利を制限することになるので、類似したケースがたくさんあれば、社会的な整理がしやすいのかなと思うので、事例があれば、ありがたいです。

<事務局>

私有地なのに所有者が自分の土地の形質を変更できないという制限がかかっているもので言うと、農地法や都市計画法、例えば、都市計画道路ですが、現在道が通ってないけど、図面で見ると、いずれ自分の土地に道が通ることになっていたりとか、そういう場合は、私有地でも制限がかかってしまうことがあります。土地に関して、現在思いつくところと言うと、それぐらいじゃないかと思えます。

<委員>

道路の計画で言うと、例えば、住んでみて後からこういうものがあつたとか、50年塩漬けになっていたけど、突然という事例は聞いたことがあるんですけど、そうい

った場合は現金で補償があるわけで、今回はないわけですね。そうした中で、地域にいざという時に電力が供給できるとかそういった形で、社会的な空気が醸成できれば少しは違うと思いますが、私有財産の制限をかけた時に、既設の太陽光発電設備まである程度のところまでは遡及したいという話もあったので、そうすると問題になってくるかなというか、心配があります。そこはもう少し検討された方が良いのかなと思います。

区域の設定で、地域拠点形成促進区域というのは、地域交流センターや小学校からというのはあるんだと思うんですが、資料の地図を見ると、住宅が密集しているエリアにかかっていないところもあるので、もう少し融通がきかないのかなと思います。例えば、1キロのメッシュをひいて、どのぐらい人が住んでいるかなども同時に考えると、もう少しエリアを広げる、形を変えていくとか、そういったことができるとうち少し良いのかなと思いました。ここから先のエリアは、知らないよという話になると、やり方次第なんでしょうけど、例えば、自治会から声があがってきたら、融通がきくように体制が組めると良いなと感じました。

<会長>

先ほど、事務局からもありました通り、許可基準で何か皆さんから意見があればと思いますが、いかがでしょうか。

<委員>

廃棄費用の積み立てなんですけど、これは土地の所有者と事業者、どちらに条件を課すのでしょうか。

<事務局>

現時点では、事業者を想定しています。

<委員>

PPAのモデルで実施した場合に、事業が20年とかの区切りがあると思うんですけど、それが終わった後に場合によっては、それを所有者が継続して使用するというのもあるし、撤去するというのもあるかと思いますが、その辺りは何か考えておられますか。所有者が引き続き、使用する場合は所有者に責任がついてくると思うんですけど。

<事務局>

現時点でその辺りの詳細までは、考えられておりません。いろいろなケースが想定されるので、まずは大きな方針を決められればと思っております。

<委員>

廃棄費用は廃棄することが前提となっていて、例えば、リユースやリサイクルするとか柔軟性をもった処分の仕方も頭に入れておいた方が良いかなと感じました。

<委員>

基準に関して、一番大事な部分だと思うんですが、これはどういう形にしようかと考

えられているのでしょうか。合意書を締結させるのでしょうか。

<事務局>

許可が必要なエリアなので、基本的には設置してはいけませんという場所、ただし、そのエリアに住まれている自治会連合会や地域づくり協議会などの地域団体が、本来は居住を促進する区域だけど、こういう事情であれば良いだろうというような同意書などがあれば、基準をクリアするものと考えています。

<委員>

この問題に関して、私がよく聞くのは草の事と反射光の事です。眩しくて、暑いという話をよく聞きます。どういう風に居住環境に対する影響が出てくるかという事前通告を義務化しておいた方が良いと思いました。環境に影響がないと言われていたのに、実際に設備を設置すると眩しいという場合に、どういう風に保証してもらえるかと考えると、先ほどの合意書レベルだと厳しいと思います。契約書などの形で、事前に説明があったこと以外の事象が発生した場合は対応しないといけないというような契約内容も盛り込んでいかないと厳しいのではないのかなと。

<会長>

反射光の問題は、設置が増えてきたことによって、想定されていなかったパターンで発生しており、こういった問題の予防として、合意書ではなく、もう少しやり方があるのではないかという話ですので、実際に既にある条例など事例ベースで、どういう風にやっているのかというのを調べていただきたいと思います。

<事務局>

改めて、しっかり検討してみたいと思います。

<委員>

事前説明と違うじゃないかというのがトラブルになるので、ガイドラインとかもあると思うんですけど、そういうものも踏まえて検討していただければと思います。

<事務局>

事前説明の内容や項目については、国もガイドラインを示しています。FITは特にガイドラインに基づいて、こういった説明や対応をしなさいというところまで記載されているので、現時点では、非FITについても、同じ基準の説明を求めるという想定でおります。

<会長>

国の制度との整合性をとるということですね。どういう制度を作っても、すり抜ける例というのは出てくるんでしょうけど、分かっている範囲でFIT制度とかを準用することで、ある程度合理的に対応ということですね。

先ほど話に出た、地域への電力供給という条件などについて、例えば、合意形成の中で必須ではないけど、こういう要素を入れておくとか、何かしら地域貢献という形があれば、良いかなと思います。

	<p>&lt;事務局&gt;</p> <p>地域との合意については、何をもって合意とするか、地域がこういうことを求めている、事業者としてはこういうことをしたい、そこを話し合いの中で決めていくことなので、全ての場所で同じになるとは限りません。今後やっていきたいこととしては、今まで話をする場がなかったので、まずはそこをしていきたい。そして、許可が必要な区域では、単純な説明会だけではなく、地域との合意をとったうえで、申請していただくという形で厳しくしていきたいと考えています。</p> <p>委員からまちづくりという観点で、事業者と一緒に考えて、進めていくことが合意を得やすいという話だったと思うんですが、先進事例では、こういった規制がない場合でも、地元と事業者が協定を結ぶという例もあると聞いています。自治体によっては、協定書を結ぶことが許可の基準になっているところもございますので、こういった内容で協定を結んでいるか、合意を取られているかというのも参考にしながら、山口市の基準を作っていきたいと考えております。</p> <p>&lt;会長&gt;</p> <p>太陽光発電設備を設置すると環境が変わるんですけど、環境アセスメントの考え方は、その影響を最小限にしましょうというのが根底にあります。その考え方をもって、変わってしまう部分については、地元への説明を必須にするという形で、運用できると思います。今、事務局が申し上げた通り、そもそも話し合いの場がなかったということですので、それよりはかなり前進できるのかなと思います。</p> <p>今日この場でなくても、お持ち帰りいただいた後に気づいた点とかありましたら、事務局までご意見いただきたいと思います。</p> <p>&lt;事務局&gt;</p> <p>閉会 閉会</p>
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和7年度第2回山口市環境審議会 次第</li> <li>・ <u>資料1</u> 山口市環境審議会委員名簿</li> <li>・ <u>資料2</u> 山口市環境審議会規則</li> <li>・ <u>資料3</u> 太陽光発電設備の設置・運用に関する制度概要</li> <li>・ 環境審議会席次表</li> </ul>
問い合わせ先	<p>環境部 環境政策課 総務担当 TEL 083-934-2699</p>